

「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」
 検証結果を踏まえた補強・改定について

趣 旨

県民の参画と協働の推進に関する条例(平成 15 年 4 月施行)に基づき、参画と協働関連施策の効果検証した結果を踏まえて、条例に基づき平成 15 年度に策定した、「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」を補強・改定し、今後 5 力年(平成 18~22 年度)にわたる県の参画と協働関連施策展開の総合的な指針とします。

地域づくり活動支援指針 (以下「支援指針」といいます。)	県民の主体的な地域づくり活動のさらなる拡がりに向けて、県として基本的な支援の考え方や方向性を明らかにするもの
県行政参画・協働推進計画 (以下「推進計画」といいます。)	参画と協働による県行政を推進するための基本的な考え方や展開方向を定めるもの

* これらは、相互に密接に関連することから、基本的な考え方などを共有しながら、一体のものとして策定しています。

条例附則(検証)

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

検討経過

多くの県民や市町のご意見を聴きながら、県民生活審議会 - 参画・協働推進専門委員会(委員長:小西康生・神戸大学教授、公募委員2名を含む委員 14 名)で審議を行い、施策の効果の検証及び「支援指針・推進計画」の補強・改定に取り組みました。

1 施策の効果の検証(下記参照)

県民や市町の意識や実態の把握(県民意識・実態調査、参画・協働出前会議、市町との意見交換)

施策の実施状況の把握

(支援指針・推進計画の進捗状況、参画と協働のチャンネル活用状況、主な施策の実施状況、県職員意識・実態調査)

2 「支援指針・推進計画」の補強・改定

県民との意見交換(出前会議のフォロー、NPO と行政の協働会議、県民意見提出手続)

市町への意見照会

【参考:「参画と協働関連施策の3力年の報告」抜粋】

各地域で多彩な地域づくり活動が展開されるなど、参画と協働という新しい考え方は、徐々にではありますが、確実に県民に浸透しつつあり、また、県民の視点に立った多様な施策も展開されていることが明らかになりました。しかし、次のような課題もあることが明らかになりました。

情報のパッケージ化や県民とのコミュニケーションを促進する広報の推進など、**県民の視点に立った分かりやすい情報の提供・共有**

地域に潜在する人材の発掘など**担い手づくり**と、ニーズに応じたきめ細かな支援等を通じた継続的な活動に向けた**担い手の能力アップの支援**

多様な主体の出会いと連携の場づくりなどを通じた**地域づくり活動のネットワーク化の充実**

県民が主体性を高める施策の実施や**公民協働による効率的な施策の実施**

広域的・専門的課題に対する先導的施策の立案や、地域特性を踏まえた柔軟な施策の実施を基本に、市町と情報共有・意見交換などを通じた**市町と県との役割分担、連携強化**

地域社会のみんなが、協働が実感できるような、**県民に目に見える分かりやすい形での展開**

現場主義の徹底、ノウハウの共有による参画と協働に関する**県職員の意識改革**

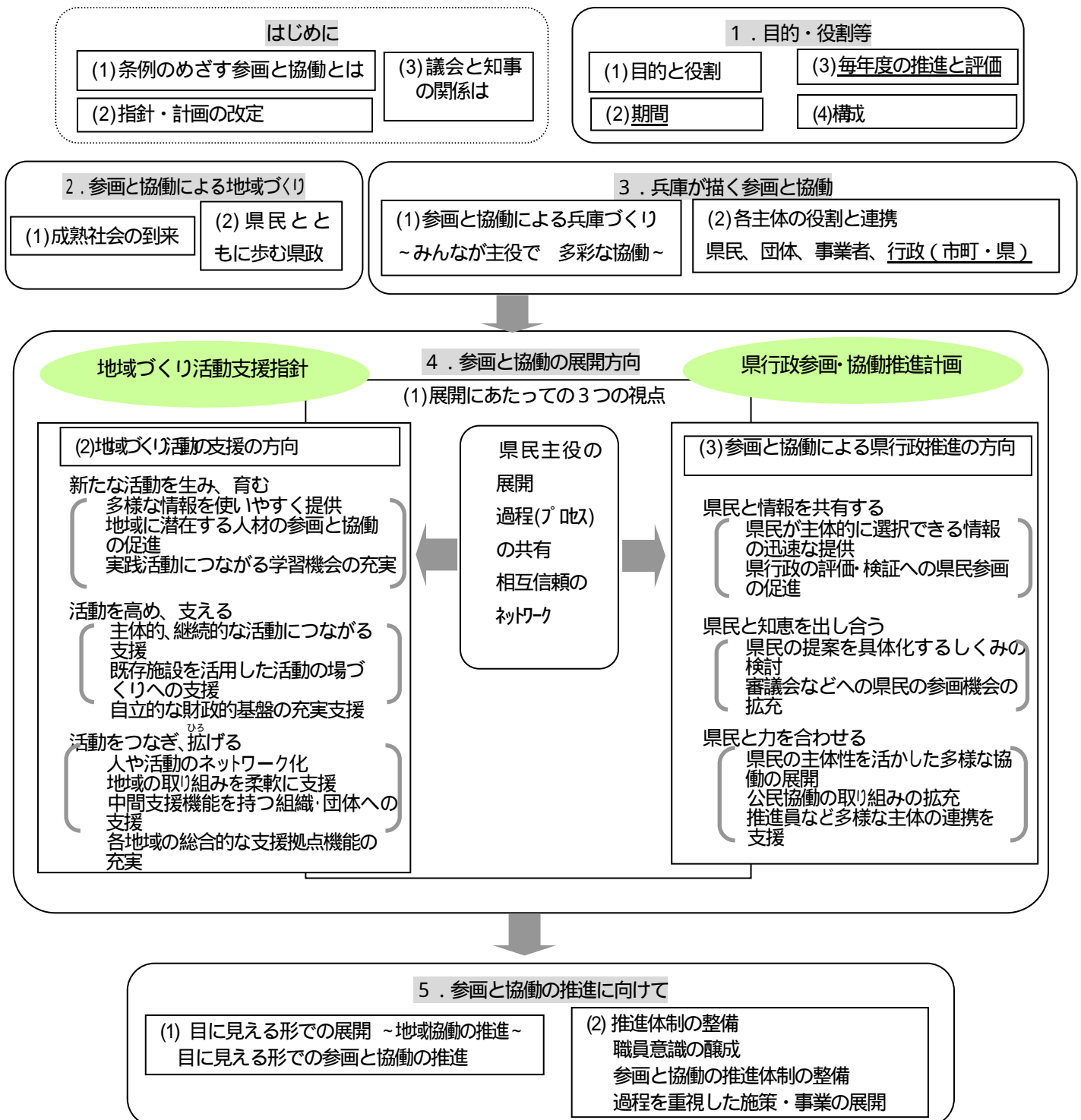
県民局の現地解決型機能の一層の拡充、県民政策部が中心となった連絡・調整体制の強化など推進体制の整備

「支援指針・推進計画」補強・改定のポイント

1 基本的な考え方

「支援指針・推進計画」は、参画・協働条例の理念を具体化し、参画と協働関連施策を展開するための基本となるものであるため、現行の基本構造は継承しながら、「期間」「毎年度の推進と評価」「市町と県の役割」「具体的な重点取り組み項目(下図の「 」)」を中心に補強・改定しました。

「支援指針・推進計画」の基本構造



2 現行「支援指針・推進計画」からの補強・改定箇所

(1) 目的・役割等

期間、毎年度の推進と評価（P3～4）

- ・総合的・一体的な県政を推進するため、県政推進の基本方針である「全県ビジョン推進方策(第2期)」とあわせ、期間を平成18(2006)年度～平成22(2010)年度の5年間とします。
- ・条例に基づき作成する「年次報告」を活用して、毎年、施策の補強や実施方法の工夫などについて迅速にフォローアップし、必要に応じて期間途中の見直しを行うことにします。
- ・2010年には、参画と協働関連施策の効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じることにします。
- ・「年次報告」の作成にあたっては、県民の意見を聴くとともに、多彩な地域づくり活動の事例なども組み込むなど、県民に分かりやすいものとします。

(2) 各主体の役割と連携

市町と県の連携（P15）

- ・市町と県は対等・協力の関係を基本に、身近な課題に対応する市町と、広域的・先導的・専門的課題への対応やネットワークづくりなどを担う県が、それぞれの特性を生かして、施策立案段階からの情報共有と協議を徹底します。その上で、地域特性を踏まえた施策立案、柔軟な実施方法を工夫することを明確にします。
- ・また、県民の視点から、施策の相乗的効果が高まる場合には、市町と県がそれぞれの特性を生かした重層的な取り組みを実施することにします。

中間支援機能を持つ組織・団体への期待（P15）

- ・中間支援機能をもつNPO/NGOをはじめ、自治会、婦人会等の地域団体等の全県・広域組織など、多様な組織・団体を表現するため、「中間支援機能を持つ組織・団体」として整理し、さらなる活動に期待することとします。

(3) 地域づくり活動の支援の方向（地域づくり活動支援指針）

3つの展開方向	補強のポイント
新たな活動を 生み、育む	<p>多様な情報を使いやすく提供します（P18）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コラボネットの機能充実（支援情報やノウハウなどをパッケージ化して提供する「支援ナビ」の運用） ・活動者向けの手引の作成、先進事例の紹介 ・地域づくり活動サポーターなどによる相談体制の拡充 <p>地域に潜在する多様な人材の参画と協働を進めます（P19）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者、団塊世代、高齢者など地域に潜在する人材の発掘(2007年問題への対応等) ・企業、大学等の専門性を活かした参画と協働の取り組み支援の拡充 <p>実践活動につながる学習機会を充実します（P19）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習資源のネットワーク化、学習メニューの工夫、目的別講座の拡充
活動を高め、 支える	<p>主体的、継続的な活動につながる支援を行います（P20）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動の企画・提案、資金調達、組織運営など活動の継続につながるノウハウ提供やリーダーの育成支援 ・県民からの企画提案を受けて支援する取組の拡充 <p>既存施設を活用した身近な活動の場づくりを支援します（P21）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な活動拠点の確保支援(県民交流広場事業) ・地域住民と協働した活動拠点の維持管理の推進 <p>自立的な財政基盤の確立を支援します（P21）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動状況に応じて使い分けられる支援のメニュー化 ・県民の企画提案を受け審査を行うなど、主体性が高まるような支援方法の工夫 ・企業が寄附をしやすいくみづくり(国への働きかけ等)

3つの展開方向	補強のポイント
活動をつなぎ、広げる	<p>人や活動をつなぎます (P22)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域団体、NPO、推進員、地域ビジョン委員(OB/OG 含)等の出会の場となるサポーターズネットの構築支援 ・ひょうご府列-方が中核となった各種支援機関のネットワーク化(支援機関ネット) ・企業等が持つ資源や資金と活動団体のマッチングの場づくり ・「アワード」など積極的に資金を募るしくみの活用・導入 <p>地域の取り組みを柔軟に支援します (P23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな取り組みの紹介、支援項目のメニュー化、市町との連携強化 <p>活動を総合的に支える中間支援機能を持つ組織・団体を支援します (P23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひょうごボランティアプラザの情報共有、ネットワーク形成など中間支援機能の充実 ・行政、社協、ひょうごボランティアプラザが連携し、NPO/NGO、企業、生協など多様な主体が連携した、災害時を想定した平時からのネットワークづくり <p>各地域での総合的な支援拠点機能を充実します (P23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体と連携した生活創造活動支援機能の強化

(4) 参画と協働による県行政推進の方向 (県行政参画・協働推進計画)

3つの展開方向	補強のポイント
県民と情報を共有する	<p>県民が主体的に選択できる情報を迅速に提供します (P24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を意識した広報、ITを活用した双方向性のある広報 <p>県行政の評価・検証への県民参画を進めます (P24)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットアンケート、モニターの活用
県民と知恵を出し合う	<p>県民の提案を具体的な取り組みにつなげます (P25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民フォーラム等、県民と直接対話する手法の効果的運用 ・県民意見提出手続の実効性の高い制度改正・運用 ・県見提案を公開するなど、有効に活用するしくみの検討 <p>審議会などへの県民の参画機会を広げます (P25)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募委員が活動しやすい会議運営、環境づくり
県民と力をあわせる	<p>県民の主体性を活かし、多様な協働を展開します (P26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援のメニュー化など、県民の主体性を高める協働事業の実施方法の工夫、 ・県民と県と一緒に地域課題を検討、協働する機会の拡充 <p>公民協働での取り組みを拡充します (P27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アドプトプログラム、指定管理者制度など新たな仕組みの活用 <p>推進員など多様な主体の連携を支援します (P27)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポーターズネットを通じた連携支援

(5) 参画と協働の推進に向けて

目に見える形での展開～地域協働の推進～ (P28)

- ・地域を舞台に、多様な主体が連携し、具体的な課題に取り組む「地域協働」の考えに基づき、みんなで共有できる広域的なテーマを設定するなど、地域が一体となって進める取り組みを展開します。

職員意識の醸成、推進体制の整備 (P28～29)

- ・現場主義の徹底、地域団体やNPO、企業などでの実践的研修の拡充などを通じた職員の意識改革、参画と協働の施策実施ノウハウの共有に取り組みます。また、県職員が地域社会の一員として、地域づくり活動に参画・協働しやすい職場環境づくりを検討します。
- ・庁内自治の考え方のもと、県民局の現地解決機能の向上や県民政策部の連絡調整機能の向上を図ります。